

富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託

公募型プロポーザル

要求水準書

令和元年6月

御 殿 場 市

－目 次－

I.総 則	1
II.事 業 概 要	3
III.業 務 概 要	4
IV.敷 地 概 要	5
V.業務における基本方針	5
VI.要 求 水 準	6
VII.そ の 他	11

別 添 図： 位 置 図 ・ 配 置 図

参 考 図 1： 既 存 平 面 図 ・ 横 断 図 ・ 断 面 図

参 考 図 2： 既 存 電 気 設 備 図

I. 総則

1. 要求水準の位置づけ

(1) 要求水準の目的

本業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、御殿場市（以下「市」という。）が実施する富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託（以下「本業務」という。）について、選定された事業者に対し、各業務において達成しなければならない要求水準を示すものであり、本業務の適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

(2) 要求水準書の位置づけ

要求水準書は、市が本業務に求める最低水準を規定するものであり、事業者は要求水準書に示されている事項を満たす限りにおいて、本業務に対し自由に提案を行うことができる。また、市は、要求水準書を事業者の選定過程における審査条件として位置付ける。

(3) 要求水準書の順守

事業者は、本業務の事業期間にわたって要求水準を順守しなければならない。市は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するため、要求水準書に記載された事項に基づき、事業者に業務の確認及び改善要求を行うものとする。

2. 要求水準について

(1) 要求水準の優先事項

事業者から、要求水準書に示された水準を上回る提案がされた場合は、当該提案内容における水準を本業務の要求水準として優先的に評価・適用するものとする。

(2) 要求水準の変更

市は、本業務期間中に次の事由により要求水準書の見直し及び変更を行うことがある。要求水準書の見直しにあたり、市は事前に受注者へ通知する。見直しに伴い、要求水準書を変更するときは、市と受注者で協議の上、これに必要な契約変更を行う。

- ① 法令等の改正、関係諸官庁と協議の結果、本業務に係る要求水準書を変更する必要がある場合。
- ② 市の事由により、本業務に係る要求水準書を変更する必要がある場合。
- ③ 受注者による本業務に係る要求水準書の変更提案に対して、市がその提案を採用した場合。
- ④ その他、本業務対象物に係る要求水準書の変更が特に必要と認められる場合。

3. 関係法令・基準等

本業務の実施にあたっては、次の関連法令などを順守すること。

1) 法令

- ① 建築基準法
- ② 消防法
- ③ 水道法
- ④ 下水道法
- ⑤ 都市計画法
- ⑥ 建設業法
- ⑦ 労働安全衛生法
- ⑧ 電気事業法
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑩ 大気汚染防止法
- ⑪ 騒音規制法
- ⑫ 振動規制法
- ⑬ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ⑭ 個人情報保護に関する法律
- ⑮ 自然公園法
- ⑯ 文化財保護法
- ⑰ その他関連法令

2) 条例

- ① 静岡県建築基準条例
- ② 静岡県福祉のまちづくり条例
- ③ 御殿場市建築基準条例
- ④ 御殿場市総合景観条例
- ⑤ 御殿場市環境基本条例
- ⑥ その他関連条例

3) 適用基準

- ① 日本工業規格（JIS）
- ② 日本農林規格（JAS）
- ③ 自然地域トイレし尿処理技術ガイドブック（環境省）
- ④ その他関連基準

II. 事業概要

1. 事業の目的

平成25年に富士山が世界文化遺産に登録され、適切な環境保全対策を講じることは施設管理者の義務となっている。設置から18年余が経過した富士山御殿場口新五合目公衆トイレを、世界遺産の玄関口としてふさわしいクリーンで環境にやさしいトイレにリニューアルし、併せて利便性を向上することで、登山者やハイキング客、眺望を目的とした観光客に快適なトイレ環境を提供する。

2. 現状の課題

老朽化に加え、設置当時と比較して富士山の世界遺産登録やトレイルステーションの設置等を受け利用者数が大幅に増加したことにより、時として処理能力を超える利用があり、下記のような課題がある。

- ・強い悪臭の発生
- ・配管詰まりの頻発
- ・上記の理由による野外での排泄行為

Ⅲ. 業務概要

1. 業務名 「富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託」

2. 業務内容

- ① 既設トイレ建築物及びし尿処理設備の撤去処分
- ② 仮設トイレの設置
- ③ トイレ建築物及びし尿処理設備の設計・設置
- ④ トイレ整備に必要なその他工作物の設置

3. 業務期間

契約日の翌日～令和2年6月30日

4. 業務の流れ

年度 月	令和元年度												令和2年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
業務期間	[業務期間: 令和元年度9月～令和2年度6月]																							
トイレ使用期間 (駐車場利用期間)	[使用期間: 令和元年度5月～令和2年度6月]																							
道路開通期間 (県道152号線)	[開通期間: 令和元年度5月～令和2年度6月]																							
設計業務	[設計業務: 令和元年度9月～令和2年度3月]																							
製品製作	[製品製作: 令和元年度11月～令和2年度3月]																							
仮設トイレ設置期間	[設置期間: 令和元年度11月～令和2年度6月]																							
撤去業務	[撤去業務: 令和元年度11月]																							
トイレ設置業務	[設置業務: 令和2年度4月～6月]																							

注) 上記工程表は市の基本的な考え方を示すものであり、業務期間内であれば、要求水準を満たす範囲での工程変更は可能とする。

IV. 敷地概要

項目	内容	参照
所在地	御殿場市中畑 2110-10 (東富士演習場内)	
設置場所	富士山御殿場口新五合目 第1駐車場付近	[別添1]位置図 [別添2]配置図
標高	1,440m	
都市計画区域	<u>区域外</u>	
(自然公園法) 富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)	<u>区域外</u>	
(文化財保護法) 特別名勝富士山指定区域	<u>区域外</u>	
上下水道	上水道：無 下水道：無	
電気	商用電源：有	
ガス	無	
地盤状況	スコリヤ及び溶岩石	
外気温	-10°C(1月)~25°C(8月)	
積雪量	最大 1.0m程度	

※外気温については統計上の数値であり、気象条件によっては若干の上下がある。

V. 業務における基本方針

本業務における基本方針は下記のとおりとする。受注者は、基本方針に基づき業務を遂行すること。

1. [機能性] 利用者に配慮した機能を有し、快適なトイレ環境を提供する。
2. [環境保全] 富士山の自然環境への保全に配慮したトイレを整備する。
3. [維持管理] 維持管理、設備の更新に配慮したトイレを整備する。

VI. 要求水準

項目	要求水準
1. 業務工程	①駐車場利用期間中（4月下旬～11月下旬）に利用者がトイレを使用できない期間が無いよう業務を遂行すること。
2. 施工条件	<p>①既設トイレの撤去及び、トイレの新規設置工事については、建設業法を順守すること。</p> <p>②設置場所は東富士演習場内であるため、工事を実施するにあたって必要な協議を実施すること。</p> <p>③施工にあたっては、外来植物の混入対策等、富士山の自然環境を保全するために必要な対策を確実に実施すること。</p> <p>④工事に伴い発生した残土は受注者の負担にて適切に処理すること。</p> <p>⑤掘削する場合において、土留めを設置する必要がある場合は設置すること。</p> <p>⑥現場施工可能期間 県道 152 号線の開通期間である 4 月下旬～11 月下旬の期間内で施工することを原則とする。ただし、沼津土木事務所との協議によっては期間外の出入りも可能となる場合もあるため、受注者の負担で必要な協議を実施すること。</p>
3. 既設トイレ撤去	<p>①既設トイレの撤去処分に先立ち、汚水処理槽内の汚物を汲み取り・清掃を行うこと。（汚物量 2 6 m³程度）</p> <p>②既設トイレ周辺の工作物について、不要となるものは全て撤去・処分すること。</p> <p>③地中に埋設されている工作物も含めてすべて撤去・処分すること。</p>
4. 仮設トイレ	<p>①既設トイレ撤去に伴い、仮設トイレの設置が必要となる場合は、仮設トイレを設置すること。</p> <p>②仮設トイレを汲み取り式とした場合、簡易水洗式もしくは薬剤等を使用するタイプのものとし、臭気等の対策がとれているものを採用すること。また、仮設トイレ利用期間中の汲み取りは受注者にて実施すること。</p> <p>③仮設トイレの要求水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便器数は洋便器を、3 台以上設置すること。（男女兼用） ・手洗い器及び水栓は不要とする。 ・暴風時に転倒する恐れのないよう、強固に固定すること。

4. 仮設トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの清掃・維持管理を実施すること。 ・照明は不要とする。
5. トイレ仕様	<p>[設置場所]</p> <p>A-1.トイレは、既設コルゲートアーチ内に設置すること。</p> <p>[構造]</p> <p>B-1.トイレの構造及び外装材は、地震・風・積雪等による外力や通常利用による荷重・衝撃に対して十分な強度を確保するとともに、富士山の過酷な自然環境に配慮した耐久性のあるものとする。ただし、噴火による影響については考慮しなくてよい。</p> <p>B-2.基礎は、鉄筋コンクリートの基礎とし、トイレ上屋は、地震、暴風時に動くことがないよう基礎に強固に固定すること。</p> <p>[機能性]</p> <p>C-1.荷物置き場、荷物掛けフック、ゆとりのあるトイレブースとする等、登山者やトレイルランナーに配慮すること。</p> <p>C-2.維持管理のしやすさに配慮すること。</p> <p>C-3.風雨時に外部から砂、雨水が流入しないよう配慮すること。</p> <p>C-4.トイレ閉鎖期間中の施錠及び、外部から砂、雨水、雪、雪解け水等が侵入しないよう配慮すること。</p> <p>C-5.内部仕上材は、耐久性のある仕上げ材とすること。</p> <p>C-6.ドアは自閉式機能を設けること。</p> <p>[ユニバーサルデザイン]</p> <p>D-1.ユニバーサルデザインに配慮した計画とすること。</p> <p>D-2.多目的トイレについては、身障者等の利用に配慮した計画とすると共に、下記寸法を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレ入口扉幅：有効 80 cm以上 ・多目的トイレ内車椅子回転寸法：有効直径：150 cm以上 <p>[必要諸室及び設備]</p> <p>E-1.男性トイレ（水洗式トイレとする）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洋便器：1台以上、小便器：4台以上、トイレブース、紙巻き器、荷物置用棚、手すり、鏡、手洗い器、手洗い用水栓、鍵付清掃用水栓、換気扇、LED 照明器具 <p>E-2.女性トイレ（水洗式トイレとする）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洋便器：4台以上、トイレブース、紙巻き器、荷物置用棚、手すり、鏡、手洗い器、手洗い用水栓、鍵付清掃用水栓、

<p>5. トイレ仕様</p>	<p>換気扇、LED 照明器具</p> <p>E-3.多目的トイレ（水洗式トイレとする）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身障者用洋便器：1 台以上、紙巻き器、荷物置用棚、手すり、傾斜鏡、身障者用手洗い器、手洗い用水栓、おむつ交換台、緊急呼出しブザー、鍵付清掃用水栓、換気扇、LED 照明器具 <p>[その他]</p> <p>F-1.水洗式トイレの洗浄水は、汚水処理水又は、補給水とする。</p> <p>F-2.手洗い用水は、補給水又は、貯留雨水とする。</p> <p>F-3.トイレへの出入りに支障のないようスロープを設置すること。</p> <p>F-4.トイレ入口の外壁面にブラケット照明を設置すること。</p> <p>F-5.トイレ表示サインを設置すること。</p> <p>F-6.各所誘導表示サインについて、既存サインの有無にかかわらず必要な部分について過不足のないよう設置すること。 トイレ表示サインも含めて、外国語表記やピクト表示等、ユニバーサルデザインに配慮したものを計画すること。</p> <p>F-7.トイレの利用者数が把握できるよう、カウンター機能を有する設備を設置すること。</p> <p>F-8.コルゲート内にシーリングファン等の換気設備を設置すること。</p> <p>F-9.各トイレの出入口前には雨除けのための庇・歩廊及び泥落とし等を設置すること。</p>
<p>6. し尿処理設備仕様</p>	<p>①し尿処理設備を設置すること。</p> <p>②し尿処理方式：水使用-生物処理方式</p> <p>※し尿処理技術については、環境技術実証事業 ETV(環境省)において承認された技術とする。</p> <p>※循環型のものとし、外部に汚水を排出しない方式とする。</p> <p>③し尿処理設備は実績のある技術、処理方式とすること。</p> <p>④使用条件</p> <p>利用期間：4月下旬～11月下旬</p> <p>利用時間：24 時間</p> <p>新五合目来場者数</p> <p>平日平均：男性 500 人/日 女性 250 人/日</p> <p>休日平均：男性 1200 人/日 女性 600 人/日</p> <p>平日最大：男性 1000 人/日 女性 500 人/日</p>

6. し尿処理設備仕様	<p>休日最大：男性 2000 人/日 女性 1000 人/日</p> <p>し尿処理設備については、上記利用者数に対してし尿及び、手洗い排水を適切に処理できる能力を有すること。</p> <p>⑤処理水はトイレの洗浄水として利用すること。</p> <p>⑥し尿処理設備は維持管理のしやすさに配慮すること。</p> <p>⑦汚水が一定量を超えた場合及び、汚水の処理に支障をきたすような異常が発生した場合には警報を発報する構造とすること。</p> <p>⑧年間の未使用期間は維持管理が不要なものとし、かつ、利用開始時において維持管理が容易なものとする。</p>
7. 電気設備	<p>①商用電源を利用する場合、トイレで使用する電力容量は各トイレで 2 kW 以内ずつとし、既存の設備容量の範囲内で支障のない計画とすること。</p> <p>②商用電源を利用する場合は、既設分電盤まで埋設配管にて配線し、接続すること。</p>
8. その他工作物	<p>①駐車場や道路からトイレへの通路としてスロープを設置し、動線短絡化のための階段を設置すること。なお、通路についてはユニバーサルデザインや安全上の配慮をしたものとする。</p> <p>②その他、トイレを利用するにあたって、使い勝手や安全上必要と思われる工作物について適宜設置すること。</p>
9. 施工上の留意点	<p>①工事施工中は、御殿場口新五合目を利用する利用者の安全を確保するために必要なバリケードの設置や、誘導員等の配置等の配慮をすること。</p> <p>②御殿場口新五合目においてイベント等が開催される際は、イベントの妨げとならないよう配慮すること。</p> <p>③工事に必要な電力については、既設の商用電源（無償）の利用も可とする。水・ガスについては引き込みがないため、受注者の責任において用意をすること。</p> <p>④事故・火災・災害等の非常時・緊急時への対応についてはあらかじめ防災マニュアルを作成し市と協議の上運用する。事故等が発生した際は防災マニュアルに従い、直ちに被害拡大の防止と市への緊急連絡を行い、安全の確認が終わるまで作業を停止すること。</p> <p>⑤現場には、工事看板を設置し、工事概要・施工体系図・緊急連絡先等を合わせて掲示すること。</p>

9. 施工上の留意点	⑥現場事務所、材料保管庫、現場用仮設トイレ等を設置する場合は、仮囲いの中もしくは安全な場所に設けること。
10. その他	<p>①本業務の要求水準を満たすために必要となる現地調査や法定手続きや関係諸官庁との協議等については受注者の負担により過不足なく実施すること。</p> <p>②本業務は県補助金を受けて実施するため、補助金関係協議等に係る資料等について、市担当者の指示により適宜作成すること。</p>

VII. その他

1. 設計の留意事項と提出物

- (1) 設計業務完了時に設計内容について、市の承諾を得てから製品の製作、工事を実施すること。
- (2) 設計完了時提出物
 - ①配置図
 - ②平面図・立面図・断面図・基礎伏図・その他必要と思われる図面一式
 - ③内外装仕上表
 - ④し尿処理設備処理系統図・し尿処理設備図
 - ⑤電気配線図
 - ⑥構造計算書（構造の安全性が確認できるもの）
 - ⑦工事内訳明細書
 - ⑧ランニングコスト計算書
 - ⑨維持管理計画書
 - ⑩その他市担当者との協議の上必要となる資料

2. 改築工事の留意事項と提出物

- (1) トイレの上屋及びし尿処理設備について、工場製作品とする場合は、市による工場製品検査を実施する場合がある。
- (2) 工事については、富士山の自然環境を損なうことのないよう配慮の上実施すること。
- (3) 発生した産業廃棄物は関係法令に基づき適切に処理すること。
- (4) 工事着手時の提出物
御殿場市建設工事執行規則に基づき書類を提出するほか、以下に留意する。
 - ①着手届
 - ②現場代理人・主任技術者等通知書
 - ③工程表
 - ④施工の段階に応じて各種施工計画書・工事月報等
- (5) 工事完了時の提出物
御殿場市建設工事執行規則に基づき書類を提出するほか、以下に留意する。
 - ①完成届・完成図・完成写真等竣工書類一式（保証書・取扱説明書等も含む）
 - ②施工写真（工事施工中の写真）
 - ③施工体系図
 - ④製品検査報告書・各種試験成績書（し尿処理設備）
 - ⑤使用材料の品質証明書類（ミルシート・コンクリート圧縮試験報告書等）
 - ⑥マニフェスト（産業廃棄物処理関係）
 - ⑦その他市担当者との協議の上必要となる資料